

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成18年2月20日制定)

沿革 平成23年 3月25日議決 平成29年 2月23日議決
平成29年10月20日議決 平成30年 3月28日議決
令和 2年12月25日議決

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程を適用する場合の役員等とは、理事、監事、評議員、委員会の委員及び心配ごと相談員をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年額240,000円
- (2) 常務理事 月額256,800円
- (3) 心配ごと相談員 日額2,000円
- (4) 安全衛生委員会の委員 日額2,000円
- (5) 善意銀行運営委員会の委員 日額2,000円
- (6) 高齢者生活福祉センター入居判定委員会の委員 日額2,000円
- (7) 法人後見運営委員会の委員 日額6,100円

2 前項の規定に関わらず、本会職員、行政職員及び産業医が委員等に就任又は委嘱された場合、報酬は支給しない。

3 会長又は常務理事が年又は月の途中で就任したときは、その職に就いた日から日割りにより報酬を支給し、任期満了、辞任、解職及び死亡によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。

4 前項の日割り計算の方法は、その年又は月の現日数によるものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会の職務のため出張したときは、その出張について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により、支給する旅費の額は、本会旅費規程の定めるところによる。

3 役員等が会長名をもって招集された会議に出席したときは、費用弁償として1回につき2,000円を支給する。ただし、前条第1項において報酬を受ける役員等は、これを支給しない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。
(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。